

指 定 区 間 の 概 要

○指定区間について

- ・ 離島等の住民が日常生活・社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が指定。

H 19 年 10 月 1 日現在 指定区間数 268

○事業の許可基準

- ・ 指定区間を含む航路に係る一般旅客定期航路事業の許可基準については、通常の見準に加えて、指定区間に係る船舶運航計画（運航日程、運航時刻、旅客船ごとの最大搭載数量等）が離島等の住民の日常生活・社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであることが必要となる。

→ 各指定区間毎に、地方運輸局長が、各都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴いた上で運航日程、運航回数、輸送能力等をあらかじめ「サービス基準」として公示している。

○運賃・料金

- ・ 通常の見準の一般旅客定期航路事業の運賃・料金は、事前届出制であるのに対して、指定区間に係る航路については上限認可制である。

○事業の休廃止

- ・ 通常の見準の一般旅客定期航路事業については、30日前までに届け出なければならないのに対して、指定区間に係る航路については、原則として6月前までに届け出なければならないこととしている。

サービス基準の例（北海道運輸局所管）

海上運送法第4条6号の指定区間に係るサービス基準

平成13年2月2日改正

| 番号 | 名称 | 関係都道府県 | 区 間 | 二 地 点 間 | サ ー ビ ス 基 準 | | | |
|----|------|--------|---|------------------------------|---------------------------------------|-------|-----------|---------------------|
| | | | | | 運航日程 | 運航回数 | 始 終 発 時 刻 | 各運航毎の 最低輸送能力 |
| 1 | 利尻礼文 | 北海道 | 利尻島のいずれかの港と稚内港 又は抜海漁港との間、礼文島の いずれかの港と稚内港又は抜海 漁港との間及び礼文島のいづれ かの港と利尻島のいずれかの港 との間 | 利尻島のいずれかの港と稚内 港又は抜海漁港との間 | 毎 日 | 1日2往復 | 設定せず | 旅 客 200人 乗用車 57台 |
| | | | | 礼文島のいずれかの港と稚内 港又は抜海漁港との間 | 毎 日 | 1日2往復 | 設定せず | 旅 客 170人 乗用車 45台 |
| | | | | 礼文島のいずれかの港と利尻 島のいずれかの港との間 | 毎 日 | 1日1往復 | 設定せず | 旅 客 70人 乗用車 15台 |
| 2 | 天売焼尻 | 北海道 | 天売港と羽幌港又は苫前漁港と の間、焼尻港と羽幌港又は苫前 漁港との間及び焼尻港と天売港 との間 | 天売港と羽幌港又は苫前漁港 との間 | 毎日（ただし、使用船 舶の定期整備・検査に 要する期間を除く） | 1日1往復 | 設定せず | 旅 客 70人 乗用車 5台 |
| | | | | 焼尻港と羽幌港又は苫前漁港 との間 | 毎日（ただし、使用船 舶の定期整備・検査に 要する期間を除く） | 1日1往復 | 設定せず | 旅 客 70人 乗用車 5台 |
| | | | | 焼尻港と天売港との間 | 毎日（ただし、使用船 舶の定期整備・検査に 要する期間を除く） | 1日1往復 | 設定せず | 旅 客 30人 乗用車 2台 |
| 3 | 奥尻島 | 北海道 | 奥尻港又は青苗漁港と江差港と の間 | 奥尻港又は青苗漁港と江差港 との間 | 毎 日 | 1日1往復 | 設定せず | 旅 客 160人 乗用車 52台 |

離島航路補助制度の概要

1. 内 容 「離島航路整備法」に基づき、離島航路の維持・改善を図るため、離島航路事業者に対し、その経営により生じる欠損について所要の補助を行う。

2. 交付対象 離島航路事業者
【指定数】 111事業者 121航路

3. 予算額

(単位：百万円)

| | 17年度 予算額 | 18年度 予算額 | 19年度 予算額 |
|---------|-------------|-------------|-------------|
| 離島航路補助金 | 3, 8 8 1 | 3, 8 4 4 | 3, 8 3 4 |

4. 制度の概要

離島航路補助金

・根拠法規

離島航路整備法（昭和27年 法律第226号）

（航路補助）

第三条 政府は、離島航路事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該離島航路の維持を助成するための補助金（以下「航路補助金」という。）を交付することができる。

・補助金は、一般会計予算

・補助対象航路の主な要件

- ① 本土と離島（準離島を含む。）又は離島相互間を結ぶ航路であり、かつ、他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便となること。
- ② 当該航路において関係住民のほか、郵便物又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。
- ③ 当該航路にかかる離島の属する都道府県から補助航路として決定するよう推薦があること。

・補助対象期間

前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの一年間

・対象額

標準的な賃率や経費単価に基づき算定する標準化した欠損額

規制緩和後の補助対象航路の推移

| 年度 | 事業者数 | 航路数 | 補助対象追加航路 | | 対象外航路 | |
|----|------|-----|----------|-----|-------|-----|
| | | | 事業者数 | 航路数 | 事業者数 | 航路数 |
| 12 | 121 | 126 | | | -1 | -1 |
| 13 | 122 | 127 | 1 | 1 | | |
| 14 | 123 | 128 | 2 | 2 | -1 | -1 |
| 15 | 121 | 126 | | | -2 | -2 |
| 16 | 119 | 126 | | | -2 | - |
| 17 | 113 | 123 | | | -6 | -3 |
| 18 | 113 | 123 | 1 | 1 | -1 | -1 |
| 19 | 111 | 121 | 1 | 1 | -3 | -3 |